長崎県五島地区における五島ふくえ漁業協同組合の資源管理協定

協定発効日 令和５年１０月３１日（協定認定日）
令和７年　４月　１日（変更認定日）
令和８年　８月１９日（変更認定日）

（目的）

第１条 本協定は、五島ふくえ漁業協同組合（以下「漁協」という。）に所属する漁業者によって漁獲される水産資源の管理に関して、当該水産資源の資源管理の方向性の達成を目的として、本協定に参加している者（以下「参加者」という。）により、当該水産資源に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もって当該水産資源の保存及び管理を図るものである。

（本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類）

第２条 本協定の対象となる水域、水産資源の種類、漁業の種類は、それぞれ次のとおりとする。

番号	水域	水産資源の種類	漁業の種類
（１）	長崎県五島市福江海域	キビナゴ	きびなさし網【福江地区】
（２）	長崎県五島市海域	クロマグロ、スマ、タチウオ、ハガツオ、アオリイカ	釣り（ひき縄、一本つり）
（３）	長崎県五島市久賀島海域	メジナ、ヒメジ、マダイ、イラ、カワハギ、イセエビ、キビナゴ	さし網【久賀地区】
（４）	長崎県五島市崎山・長手海域	マサバ、スマ、マアジ、ウマヅラハギ、ブリ	定置網【崎山・長手地区】
（５）	長崎県五島市久賀島海域	クロマグロ、シイラ、イサキ、ブリ、ウスバハギ	定置網【久賀地区】

（資源管理の目標）

第３条 本協定における資源管理の目標は、次のとおりとする。

クロマグロ（小型魚）　資源管理基本方針（令和２年農林水産省告示第１９８２号）別紙２－１に定める目標
クロマグロ（大型魚）　資源管理基本方針別紙２－２に定める目標
マアジ　資源管理基本方針別紙２－５に定める目標
マサバ　資源管理基本方針別紙２－１６に定める目標
マダイ　資源管理基本方針別紙２－５０に定める目標
ブリ　資源管理基本方針別紙２－５１に定める目標
タチウオ　長崎県資源管理方針（令和2年12月1日長崎県告示第754号）

別紙３－１０に定める資源管理の方向性

ウマヅラハギ　長崎県資源管理方針別紙３－１２に定める資源管理の方向性
キビナゴ　長崎県資源管理方針別紙３－１６に定める資源管理の方向性
イサキ　長崎県資源管理方針別紙３－２０に定める資源管理の方向性
イセエビ　長崎県資源管理方針別紙３－２１に定める資源管理の方向性
アオリイカ　長崎県資源管理方針別紙３－２７に定める資源管理の方向性
イラ　長崎県資源管理方針別紙３－３２に定める資源管理の方向性
ウスバハギ　長崎県資源管理方針別紙３－３３に定める資源管理の方向性
カワハギ　長崎県資源管理方針別紙３－３７に定める資源管理の方向性
シイラ　長崎県資源管理方針別紙３－４４に定める資源管理の方向性
スマ　長崎県資源管理方針別紙３－４８に定める資源管理の方向性
ハガツオ　長崎県資源管理方針別紙３－５２に定める資源管理の方向性
ヒメジ　長崎県資源管理方針別紙３－５４に定める資源管理の方向性
メジナ　長崎県資源管理方針別紙３－６０に定める資源管理の方向性

（資源管理の目標の達成のための具体的な取組）

第４条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、公的管理措置(漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）、長崎県漁業調整規則、免許内容、各種漁業許可の制限措置及び条件、広域漁業調整委員会指示、海区漁業調整委員会指示）を遵守することに併せ、漁獲努力量制限として年間操業可能日数を削減するため、それぞれ次表に掲げるところにより休漁を行うものとする。

番号	資源管理措置	取組内容	公的管理措置 （操業期間）	確認用 提出資料
（１）	休漁	年間操業可能日数(365 日)を 14.2%以上削減する。 休漁（計 52～53 日)。	許可上の操業期間 1/1～１２/３１	漁協仕切伝票
（２）	休漁	年間操業可能日数（365 日）を 2.7%以上削減する。 11 月～3 月の　休漁（計 10 日)。	・なし	同上
（３）	休漁	年間操業可能日数（365 日）を 2.7%以上削減する。 を休漁（計 10 日)。	長崎県漁業調整規則 いせえび採捕禁止期間 5/21～8/20 行使規則上の期間 (いせえび漁業) 8/21～5/20	同上

			行使規則上の期間 (雑魚磯刺網漁業) 1/1～12/31	
			さし網漁業許可 (きびなさし網漁業) 1/1～12/31	
（4）	休漁	・大型定置（牛成漁場） 年間操業可能日数(304日)を3.3%以上削減する。 休漁（計 10 日）。	免許内容上の漁業の時期 10/1～7/31	同上
		・大型定置（平瀬漁場） 年間操業可能日数（２８８日）を3.3%以上削減する。 休漁（計 10 日）。	免許内容上の漁業の時期 10/1～7/15	同上
		・小型定置（カワウソ瀬漁場） 年間操業可能日数(365日)を2.7%以上削減する。 休漁（計 10 日）。	行使規則上の期間 1/1～12/31	同上
		・小型定置（イルカ瀬漁場） 年間操業可能日数（365 日）を2.7%以上削減する。 休漁（計 10 日）。	行使規則上の期間 1/1～12/31	同上
（5）	休漁	・小型定置（折紙鼻漁場） 年間操業可能日数(365日)を2.7%以上削減する。 休漁（計 10 日）。	行使規則上の期間 1/1～12/31	同上
		・大型定置（猪之木町納屋ノ上漁場） 年間操業可能日数（365 日）を２.７%以上削減する。 休漁（計 10 日）。	免許内容上の漁業の時期 1/1～12/31	同上

２　前項の取組に加え、クロマグロについては、資源管理基本方針及び長崎県資源管理方針に定められたくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の内容を遵守するとともに、長崎県助言・指導・勧告指針に基づく助言、指導又は勧告の内容を実施するもののとする。

なお、当該措置について確認用提出資料は以下のとおり。

・管理日誌又は漁協が早期是正措置等の履行状況を確認した旨を明記した書類

（取組の履行確認に関する事項）

第５条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも年１回、前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。

２　全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。また、漁協は参加者の取組状況を管理し、その結果を長崎県に設置された資源管理協議会（以下「資源管理協議

会」という。）に報告する。
３　第１項の履行確認は、資源管理協議会において行うこととする。
４　第１項の履行確認においては、前条の取組については、同条の確認用提出資料を基に確認することとする。

（漁獲量等の漁獲関連情報の報告）
第６条 全ての参加者は、法第30条第1項、第58条において読み替えて準用する第５２条第１項及び第90条第１項の規定に基づき、漁獲量及び漁獲努力量、資源管理の状況、漁業生産の実績等を都道府県知事に報告するものとする。
２　全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に都道府県、資源管理協議会に報告するものとする。

（取組の効果の検証に関する事項）
第７条 第4条の具体的な取組の対象魚種の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の２分の１を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。
２　前項の規定にかかわらず、対象魚種の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針及び長崎県資源管理方針において重大な変更があった場合には、当該変更があった日から１年以内に検証を行うこととする。
３　前２項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、資源管理協議会において行うこととする。

（協定に違反した場合の措置）
第８条 漁協は、参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について資源管理協議会に報告し、調査及び協議することとする。
２　前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び長崎県からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度とする。

（協定への参加及び協定からの脱退）
第９条 漁協は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、漁協が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。

２　参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、漁協に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。
３　参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、漁協に対して、脱退届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、漁協が当該脱退届出書を受理した時点で行われるものとする。
４　漁協は、前３項の届出を受理した場合は、法第125条第２項に基づき長崎県知事に届出を行うものとする。

（協定の変更又は廃止の場合の手続き）
第10条　漁協は、資源管理協定を変更（農林水産省令で定める軽微な変更を除く。）した場合は、変更認定申請を、また廃止した場合は届出を長崎県知事に行う。

（協定の有効期間）
第11条 本協定の有効期間は、協定認定日から５年間（令和１０年１０月まで）とする。

（あっせんすべきことを求める場合の手続き）
第12条 法第126 条第１項の規定に基づき長崎県知事にあっせんすべきことを求める議事は、参加者の３分の２以上の多数で決する。

（その他）
第13条 本協定に定めのない事項については、参加者間で協議し、決定するものとする。

附 則
本協定は、協定認定日から施行する。

（本協定の参加者）
別紙の①～⑤に記載する参加者名簿のとおり
（強度資源管理措置取組者は備考欄にその旨を明記）

（以上）